

福祉医療費受給者証の更新と交付のお知らせ

問合せ 仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316

国民健康保険からのお知らせ

問合せ 仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316

福祉医療費助成制度は、乳幼児から中学生までの児童、高校生など、ひとり親家庭などの児童、高齢身体障がい者および重度心身障がい（児）者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。この制度にかかる費用は、秋田県と仙北市が負担します。

福祉医療制度について

現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要な方と、新たに対象となる高校生などの「世帯現況届」を提出いただいた世帯あてに、7月はじめに申請書を同封した通知を送ります。ご都合のつく会場で手続きを行ってください。都合により下記日程で更新・交付手続きができません方は、**8月1日(月)以降**に角館庁舎の市民生活課国民健康保険係（4番窓口）で手続きを行ってください（7月25日(月)～29日(金)の間は受給者証を交付することができません）。

通知に記載されている必要書類（健康保険証など）は必ずお持ちいただくようお願いいたします。**書類がそろっていないとその場での交付ができません。**

8月1日から高校生などのお子さんも福祉医療の助成対象となります。対象となる高校生などのある世帯には、5月に「世帯現況届」を送付し提出をお願いします。

世帯現況届の提出がなければ受給者証の交付ができません（福祉医療の助成対象になりません）ので、手続きをお忘れの場合は至急ご提出ください。

現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要な方と、新たに対象となる高校生などの「世帯現況届」を提出いただいた世帯あてに、7月はじめに申請書を同封した通知を送ります。ご都合のつく会場で手続きを行ってください。都合により下記日程で更新・交付手続きができません方は、**8月1日(月)以降**に角館庁舎の市民生活課国民健康保険係（4番窓口）で手続きを行ってください（7月25日(月)～29日(金)の間は受給者証を交付することができません）。

更新日程

期日	場所	時間
7月18日(月)祝	西木総合開発センター	9:00～16:00
7月19日(火)	市役所松木内出張所	9:00～16:00
7月20日(水)	市役所神代出張所	9:00～19:00
7月21日(木)	田沢湖総合開発センター	9:00～19:00
7月22日(金)	市役所角館庁舎	9:00～19:00
7月23日(土)	市役所角館庁舎	9:00～16:00

新型コロナウイルス感染症予防のため、更新手続きへお越しの際は可能な限りマスクの着用、手指の消毒などにご協力をお願いします。

次に該当する場合は届出が必要です。
 ▼健康保険証が変わったとき ▼住所や氏名が変わったとき ▼ひとり親家庭ではなくなったとき（事実婚を含む） ▼転出、死亡したとき ▼身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき ▼受給者証を紛失、汚損、破損したとき ▼受給者証の有効期限が切れたとき
 健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳（障がい者の区分で該当している方）、受給者証、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口へ届出をしてください。

対象となる方

対象者	対象内容	所得制限【所得制限対象者】
乳幼児および小・中学生	生まれた日から中学校修了年度の3月31日まで	なし（区分分けのため所得確認は必要）【父、母】
高校生など	15歳の誕生日以降の最初の4月1日から18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで ▶高校の在学は問いません。 ▶被用者保険本人を含む。	なし
ひとり親家庭の児童	・母子家庭、父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳などを持つ家庭の児童 ▶18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで。 ▶被用者保険本人は該当しません。	あり【父、母、扶養義務者】
重度心身障がい（児）者	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを持っている方	被用者保険本人のみあり【本人、配偶者、扶養義務者】
高齢身体障がい者	65歳以上の身体障害者手帳4～6級を持っている方 ▶被用者保険本人は該当しません。	あり【本人、配偶者、扶養義務者】

福祉医療制度の対象となるが申請をしたことがない、受給者証の有効期限が7月31日までとなっているのに7月中に更新の通知が届かないなどの方は、**8月1日(月)以降**に市民生活課国民健康保険係へお問い合わせください。

「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は**更新が必要**です

70歳未満の方で、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方も、申請（国保税に滞納などがある場合、交付できないことがあります）をすること、外来・入院にかかる一医療機関の窓口での支払い（個人単位）が限度額までとなります。

申請に必要なもの
 ▼対象の方の国民健康保険被保険者証
 ▼窓口に来られる方の本人確認できる身分証明書（運転免許証など）
 ▼世帯主の個人番号通知カードまたは個人番号カード

国民健康保険高齢受給者証更新のお知らせ

現在お使いの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が7月31日までとなっています。そのため毎年8月1日を基準日として一部負担金（保険医療機関などに支払う）の割合を再判定のうえ更新しますので、8月から新しい高齢受給者証を保険医療機関・保険薬局などにご提示ください。

現在お持ちの受給者証、認定証は**8月1日からは使えなくなります**ので、有効期限が過ぎましたらお近くの市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口へ返却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄してください。よろしくお願ひします。

医療費が高額になったときの自己負担限度額(月額)

8月からの自己負担限度額は昨年度と変わりありません

70歳未満の方	所得	区分	3回目まで		4回目以降
			901万円を超える	ア	252,600円+
	600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+	(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+	(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円		44,400円
	住民税非課税世帯	オ	35,400円		24,600円

70歳以上75歳未満の方	所得区分	3回目まで		4回目以降
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	252,600円+	(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	167,400円+	(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	80,100円+	(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般(課税所得145万円未満など)	18,000円 ※1	57,600円	44,400円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	-
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	-

70歳以上の方は、まず外来(個人単位)の限度額を適用した後、外来と入院を合わせた世帯単位の限度額を適用します。

※1 8月～翌年7月の年間限度額は144,000円(一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計の限度額です)